

公法刑事法

〔設問1〕

刑法上、違法性が阻却される場合を複数列举し、それらを具体的に説明しなさい。

〔設問2〕

以下の事例を読んで、Bに傷害罪が成立するか、論じなさい。なお、自説と異なる見解にも言及し、その説を採用しない理由を述べること。

<事例>

やくざのAは所属する組のメンツをつぶす失敗をした。Aはショックを受け、ケジメをつけるべきだと考えて、左小指をつめることを自ら決意した。Aは、自力での切断を試みたが、右腕を負傷しており、うまく力が入らなかった。そこで、やくざ仲間のBに指の切断を依頼した。Bは依頼を引き受け、指の根本を有り合わせの釣り糸で縛って血止めし、Aの左小指に出刃包丁をあて、金槌で2、3回たたいて、左小指の末節を切断した。

<参考>

刑法第204条

人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

民法

〔設問1〕

民法における時効制度の意味とその存在理由について説明しなさい。

〔設問2〕

Xは、2020年4月頃、Y銀行甲支店で普通預金口座を開設し、通帳とキャッシュカードの交付を受けた。Y銀行は、暗証番号を登録した預金者が通帳又はキャッシュカードを使用し、暗証番号を入力して預金の払戻を受けることができる現金自動入出機（以下、ATMとする）を設置しており、通帳のみでも暗証番号が一致すれば引出すことができた。また、ATMでの一日の払戻限度額は100万円とされていた。Xは、暗証番号を「8621」に設定していたが、この番号は、Xの自動車のナンバープレートの数字と同じであった。

Xは、2024年4月11日、本件通帳をダッシュボードに入れたまま自動車を自宅近くの月極駐車場に駐車したところ、翌12日午前9時頃までの間に、本件通帳を自動車の車両ごと盗まれた（キャッシュカードについては盗まれていない）。Xは、普段は通帳を自宅タンスの棚で保管しており、この日、ダッシュボードに入れたままにしたのは偶然であった。Xは本件預金口座に200万円を預け入れていたが、何者かがY銀行のATMで本件通帳を使用し、暗証番号を入力して、13日午前10時頃に100万円、14日午前9時頃に100万円、合計200万円の払戻を受けた。Xは、4月12日、警察署に車両盗難届出をしたが、その際には本件通帳の紛失に気付かずだった。Xは、14日の昼頃になって、ようやくダッシュボードに通帳を入れていた可能性に思い至り、慌てて、Y銀行に通帳紛失届を出した。尤も、この時点では既に200万円の払戻しは行われてしまっていた。

Y銀行の普通預金口座規約には、①預金者はカードのみを用いてATMで預金の払戻しを受けることができる旨の規定、②Y銀行は、真正なキャッシュカードと正しい暗証番号によりATMで預金の払戻しが行われた場合には免責される旨の規定があったが、通帳のみによるATMでの預金払戻しについては、それが可能であること、銀行が免責される条件についての規定もなかった。なお、Xは、キャッシュカードのみ、又はキャッシュカードと通帳により引出したことはあるが、通帳のみで引出したことはなく、それが可能であることの認識もなかった。また、Y銀行も、通帳のみで引出すことができることについて、これまで預金者に殊更注意を促すことはしていなかった。

XはY銀行に200万円の支払いを請求することができるか検討しなさい。なお、検討に際しては、下線部について、何者かがATMで払い戻した場合、窓口で通帳と届出印を用いて払い戻した場合と比較して、どのような問題を生じるかについても言及しなさい。